

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年5月26日

【事業年度】 第41期(自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)

【会社名】 株式会社カルラ

【英訳名】 Karula Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上善行

【本店の所在の場所】 宮城県黒川郡富谷町成田九丁目2番地9

【電話番号】 022(351)5888

【事務連絡者氏名】 取締役秘書室担当 清水あさ子

【最寄りの連絡場所】 宮城県黒川郡富谷町成田九丁目2番地9

【電話番号】 022(351)5888

【事務連絡者氏名】 取締役秘書室担当 清水 あさ子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月30日に提出いたしました第41期(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名(うち1名は独立役員)を選任しております。

当社の社外取締役である花館達氏、並びに当社の社外監査役である勅使河原安夫氏及び永山勝教氏との間には特別な利害関係はありません。なお、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員には勅使河原安夫氏を選任しております。

社外取締役であります花館達氏につきましては、公認会計士であり、企業会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。

社外監査役につきましては、勅使河原安夫氏は弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、また、永山勝教氏は企業活動に関する豊富な見識を有しており、外部からの中立的・客観的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名(うち1名は独立役員)を選任しております。

当社の社外取締役である花館達氏、並びに当社の社外監査役である勅使河原安夫氏及び永山勝教氏との間には特別な利害関係はありません。なお、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員には勅使河原安夫氏を選任しております。

社外取締役であります花館達氏につきましては、公認会計士であり、企業会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため選任したものであります。

社外監査役につきましては、勅使河原安夫氏は弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、また、永山勝教氏は企業活動に関する豊富な見識を有しており、外部からの中立的・客観的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は特に定めておりませんが、選任にあたっては、当社と利害関係がなく、経営の健全性や透明性が保たれるように独立・客観的な立場から意見・助言でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本として判断しております。